

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件

原告 金城ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事

補助参加人 一般社団法人沖縄美ら島財団

準備書面 1 1 （原告ら）

令和7年2月25日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一



第1 被告準備書面4について

1 鍵谷司氏の専門性について

被告の準備書面は、鍵谷司氏の専門性について、土壌汚染や地下水汚染、地盤沈下や臭気、粉塵や悪臭、騒音や振動など環境関係の専門委員となっているが、火災に関連する分野で専門委員となっているわけではなく、火災に関する専門的知識を有しているわけではないという。

鍵谷氏は環境工学・建設・環境分野の技術士であり、甲種危険物取扱者であり、火災領域を専門分野としていないが、その論文には次のようにある。

「これまでに大型リサイクル施設の火災に係る保険金請求事件に2度かかわった。いずれも火災原因が、自然発火か、放火か？が争点であり、その請求額が10億円を超える大型訴訟であり。一例は、地裁では原告（被害者

側) 敗訴となったため控訴した機会に専門家として協力した。自然発火理論と実証実験結果に基づいて廃プラ熔融ブロックが自然発火することを検証し、自放火でないことを証明した。自放火である根拠である離れた地点の焼夷痕については、無炎燃焼で発生した可燃ガスが天井に留まり、これが発火して強い輻射熱により生じたとするスキームを構築し、自放火説の根拠を消去して逆転勝訴に導いた。」

「紅蓮の炎に包まれた首里城正殿が崩落する様子を見ていたら、以前に経験した此の大型建造物の大火災に係るスキームを思い浮かべた。首里城炎上については、まだ原因も明らかでなく、かつ、情報も錯綜している状態ではある。その多くはマスコミを通した断片的情報であり、全体が把握できていない状況にあると感じている。上記の火災保険金請求事件に深く関与した経験及びごみ固形化燃料 (RDF) 貯蔵サイロの自然発火による発煙、火災、爆発・炎上事件にかかわった経験に基づいて、当該火災にも多くの類似性があるので、これらを整理して大火災に至ったスキームについて寄稿することにした。」(甲13)。

鍵谷氏は、衛生工学・建設・環境領域の技術士だけでなく、甲種危険物取扱者の資格も有している(甲13～甲31)。甲種危険物取扱者は、消防法で指定された全ての危険物(ガソリン、硫黄、ニトロ化合物等)を取り扱うことができる国家資格であり、危険物から生じうる出火及び燃焼の化学的機序及び防火対策に関する専門知識を保有している。

鍵谷氏が大型リサイクル施設の火災の火災原因の特定をめぐる訴訟に専門家として複数関与した経歴、そして火災に関する専門知識を必須とする甲種危険物取扱者の資格を保有していることに照らし、鍵谷氏に首里城火災の火災原因の特定を行う上で必要となる専門知識が備わっていることは歴然としている。

鍵谷氏の論文が掲載されている公共投資ジャーナル社出版の季刊誌『環境施設』は、複数の専門家による査読付きの専門雑誌であり、その専門性や学術性に対する信頼において学術専門誌と同レベルのものである。

2 火災の出火原因特定に関する専門性について

被告は、火災における出火原因の特定に関し、「火災の規模が大きくなるほど多くの物が燃焼して火災現場に残っていない。そのため、火災現場の状況を元に出火原因や燃焼の過程を特定するのは、実験等を行っても容易ではない。他方で、火災現場の状況から出火原因を特定するのが困難であることは、燃焼規模の大きい火災ではどんな出火原因を想定しても火災現場の状況を合理的に説明できる「物語」をつくりあげることができてしまうということが、火災鑑定の落とし穴である。」という専門家の指摘を引用して大規模火災の出火原因の特定は極めて難しいなどとして、鍵谷論文は、出火原因を証明しようとするような証拠とはいえないというが、具体的な問題点の指摘や批判には一切触れられていない。

思うに、鍵谷論文は、火災現場の状況を合理的に説明できる「物語」をつくりあげたわけではないし、また、独力で火災原因を特定したわけでもない。鍵谷論文が依拠したものは、火災現場において那覇市消防局が収集した膨大な証拠資料であり、「火災調査書」（甲4の1）であり、これらに基づいて那覇市消防局が作成した「火災原因判定書」（甲4の2）であった。

「火災調査書」及び「火災原因判定書」は、次のようにいう。「後付けコンセントに接続された延長コードからLED照明のスイッチ部分までの、電圧が印加していた部分で何らかの電氣的異常があり、出火原因となった可能性が考えられるが、発掘した物件や出火建物全体の損傷が激しく、発火原であると判断できる物的証拠及び着火物や炎症媒体となる物については特定できないことから、火災原因については不明とする。」と。

火災原因判定書が出火場所を「首里城正殿北東側」と特定し、出火原因についても、「後付けコンセントに接続された延長コードからLED証明のスイッチ部分までの電圧が印加していた部分で何らかの電氣的異常があり、出火原因となった可能性が考えられるとまで」特定しながら、原因は不明であるとしたのは、本件延長コードの溶融痕が火災前の電氣的異常によるものか、火災そのものの高熱によるものかを決定できないことであつたが、すぐ側に設置されていた送風機の電気コード類が溶融していなかった事実を見落としていたこと（甲24：首里城炎上⑮）及び火災原因不明の切り札とされた

燃焼実験の条件設定等に重大な問題があったこと（甲25：首里城炎上⑯）から本件延長コードの溶融痕は、出火原因を特定する物的証拠だと言えることを鍵谷論文は指摘したものである。それが独自の物語ではないことは明らかである。

更に、着火物の火の延焼物の不明についても鍵谷論文は検討を進め。着火物は分電盤室見学通路上の防災マットであり（甲34：首里城炎上⑰）、延焼媒体は、繋がっていた防災マット（可燃物）であることを突き詰めている（甲35：首里城炎上⑱）。

3 まとめ

被告の主張するところは、畢竟、鍵谷氏の証人適格の問題ではなく、その信用性の問題であり、反対尋問等で具体的に弾劾すべきものである。鍵谷証人は、原告側の唯一の証人であり、証拠調べの必要性は動かない。

以上